

厚生年金保険法（抄）

（適用除外）

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、第9条及び第10条第1項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としな

一 国、地方公共団体又は法人に使用される者であつて、次に掲げるもの
イ 略

ロ 法律によつて組織された共済組合（以下単に「共済組合」という。）
の組合員

ハ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）

二～五 略

国家公務員法（抄）	地方公務員法（抄）
<p>（退職年金制度）</p> <p>第七十七条 職員が、相当年限忠実に勤務して退職した場合、公務に基く負傷若しくは疾病に基き退職した場合又は公務に基き死亡した場合におけるその者又はその遺族に支給する年金に関する制度が、樹立し実施せられなければならない。</p> <p>2 前項の年金制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。</p> <p>3 第一項の年金制度は、健全な保険数理を基礎として定められなければならない。</p> <p>4 <u>前三項の規定による年金制度は、法律によつてこれを定める。</u></p> <p>第七十八条 人事院は、前条の年金制度に関し調査研究を行い、必要な意見を国会及び内閣に申し出ることができる。</p>	<p>（共済制度）</p> <p>第四十三条 職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。</p> <p>2 前項の共済制度には、職員が相当年限忠実に勤務して退職した場合又は公務に基づく病気若しくは負傷により退職し、若しくは死亡した場合におけるその者又はその遺族に対する<u>退職年金に関する制度</u>が含まれていなければならない。</p> <p>3 前項の退職年金に関する制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時その者が直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。</p> <p>4 第一項の共済制度については、国の制度との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。</p> <p>5 第一項の共済制度は、健全な保険数理を基礎として定めなければならない。</p> <p>6 <u>第一項の共済制度は、法律によつてこれを定める。</u></p>

国家公務員共済組合法（抄）	地方公務員等共済組合法（抄）
<p>（国家公務員法との関係）</p> <p>第二百二十六条の六 <u>この法律の規定による長期給付の制度は、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員については、同法第七十七条に規定する年金制度とする。</u></p>	<p>（地方公務員法との関係）</p> <p>第一百四十五条 <u>この法律の規定による短期給付及び長期給付の制度は、一般職に属する職員については、地方公務員法第四十三条に規定する共済制度とする。</u></p>

基礎年金の費用負担の仕組み

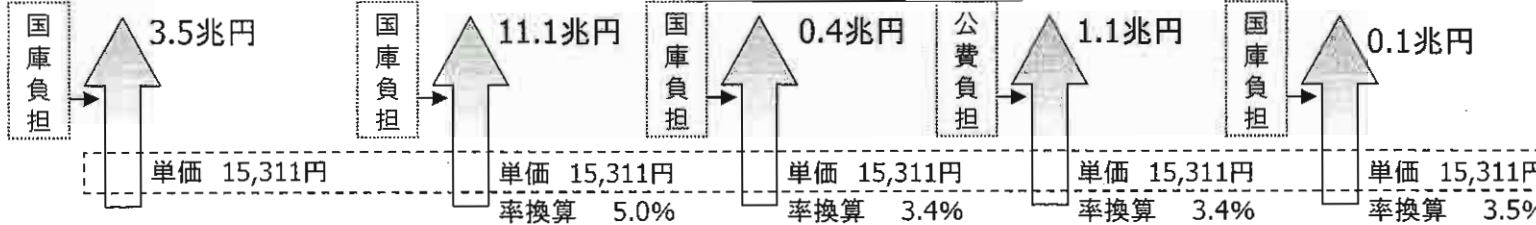
年金給付

基礎年金 (全国民共通の給付) 16.8兆円
 [平成18年度(満額) 1人6.6万円、夫婦13.2万円]

【基礎年金勘定】

国民年金制度拠出分 被用者年金制度拠出分

第1号被保険者 (保険料納付者数) 第2・3号被保険者 (加入者数)



基礎年金拠出金 (被保険者と被扶養配偶者の人数割り)

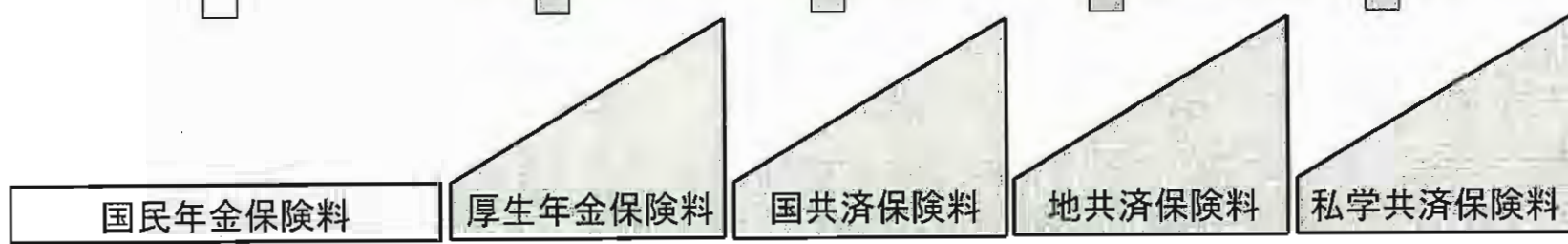
同一の拠出金単価

〔平成17年度基礎年金拠出金単価 (保険料負担分) 15,311円〕

国民年金 厚生年金 国共済 地共済 私学共済

定額保険料 定率保険料

保険料負担



※基礎年金拠出金の金額は特別国庫負担分を除く。

※平成18年4月現在

←1階+2階+3階
 ←1階+2階

被用者年金各法における財政検証等に関する規定

◎ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号） 抄

（財政の現況及び見通しの作成）

第二条の四 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し（以下「財政の現況及び見通し」という。）を作成しなければならない。

2 前項の財政均衡期間（第三十四条第一項において「財政均衡期間」という。）は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。

3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

◎ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号） 抄

（費用負担の原則）

第九十九条 組合の給付に要する費用（老人保健拠出金、退職者給付拠出金、介護納付金及び基礎年金拠出金の納付に要する費用を含む。第三項において同じ。）のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一・二 （略）

三 長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（第三項（第一号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号に掲げるものを除く。同項第二号において同じ。）については、その費用の予想額及び地方の組合の地方公務員等共済組合法第百十三条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第百十三条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第二十四条の長期給付に充てるべき積立金及び同法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び地方の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（国の積立金及び地方の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるようにすること。

2～7 （略）

◎ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） 抄

（費用の負担）

第百十三条 組合の給付に要する費用（老人保健法第五十三条第一項に規定する拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十一条の二第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに基礎年金拠出金に係る負担に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用（老人保健拠出金及び退職者給付拠出金並びに介護納付金の納付に要する費用を含み、第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号に掲げるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつてはすべての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一・二 （略）

三 長期給付に要する費用については、その費用の予想額及び国の組合の国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第二十四条の長期給付に充てるべき積立金及び第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第九十九条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び国の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（地方の積立金及び国の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたつて財政の均衡を保つことができるように定める。

2～7 （略）

○ 事務組織

【現状】

- 厚生年金、各共済年金は、それぞれ独立した公的年金制度となっており、年金事務は基本的にそれぞれの保険者組織で実施している。

制度	保険者
○ 厚生年金	社会保険庁
○ 国共済	国家公務員共済組合連合会
○ 地共済	地方公務員共済組合連合会 68共済組合 地方職員共済組合（1組合47支部） 公立学校共済組合（1組合47支部） 警察共済組合（1組合49支部） 東京都職員共済組合（1組合） 指定都市職員共済組合（10組合） 市町村職員共済組合（47組合） 都市職員共済組合（7組合）
○ 私学共済	日本私立学校振興・共済事業団

- 被用者年金の年金個人記録は、各制度でそれぞれ管理しており、被用者年金の額を知るためには、それぞれの制度の窓口にお問い合わせることが必要である。

国内債券及び国内株式の市場規模

	金額(兆円)	時点	参照指標	出典
国内債券	490.7	平成18年 10月31日	NOMURA-BPI 総合 (時価総額)	野村證券 金融研究所
国内株式	497.8	平成18年 11月20日	東証一部 (時価総額)	東京証券取引所

(注1) NOMURA-BPI総合: 残存期間1年以上、残存額面10億円以上の日本国内で発行される固定金利の円建公募債券。(国債、地方債、政保債、金融債、事業債、円建外債、MBSの種別がある。) 事業債・円建外債などに対しては、A格相当以上の格付けを取得していることを条件にしている。

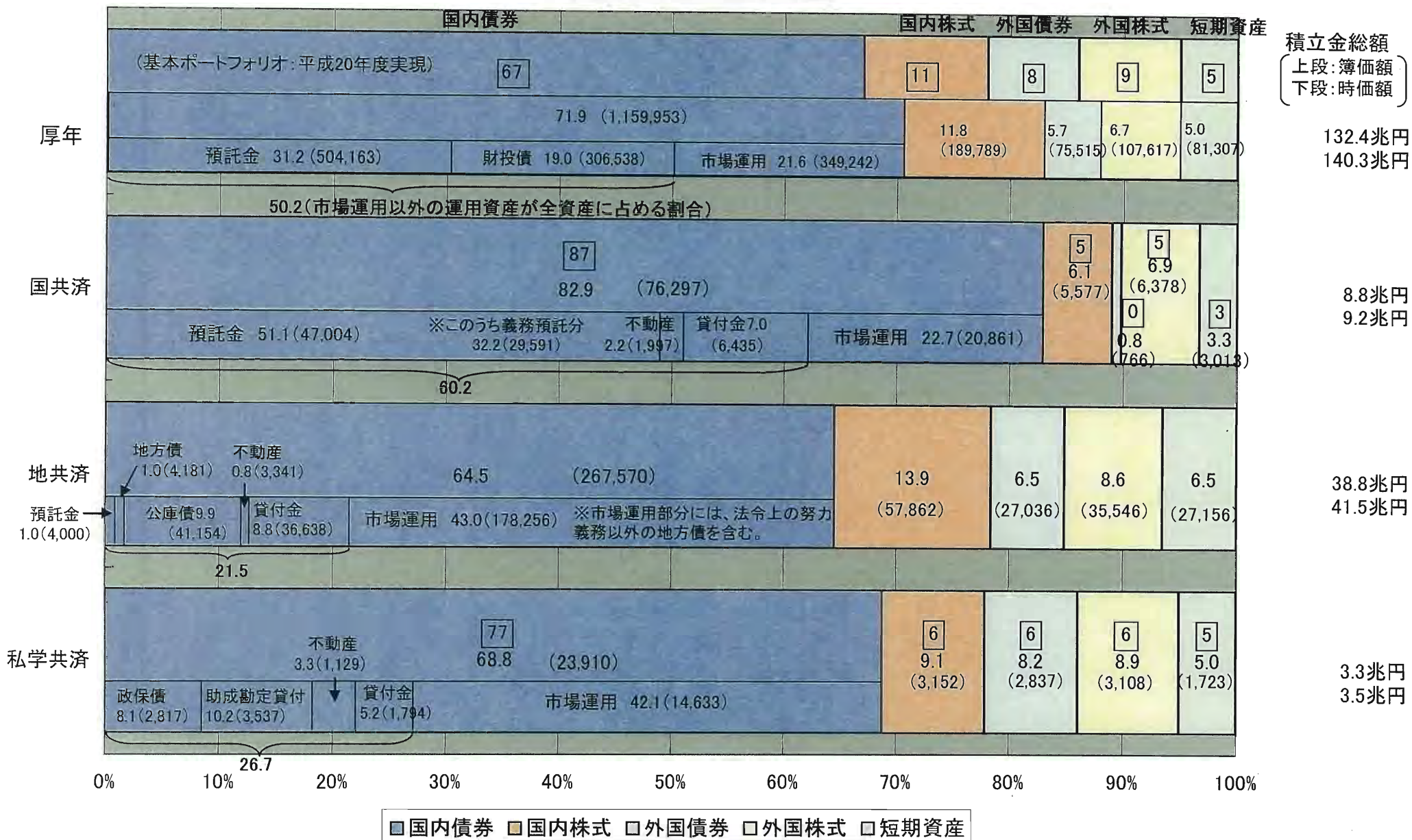
(注2) 国内債券の時価総額は、NOMURA-BPIの額面に時価単価を乗じて得た額。

被用者年金各制度の積立金運用について

	厚生年金	国家公務員共済組合 連合会	地方公務員共済組合	私立学校 教職員共済
積立金の額 (H17年度末 簿価)	132.4兆円	8.8兆円	38.8兆円 〔地共連 14.8兆円〕 〔その他総額 24.0兆円〕	3.3兆円
運用の目的	○専ら被保険者の利益のために、安全かつ効率的に行う。	○事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的に行う。	○組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政の目的の実現に資するように、安全かつ効率的に行う。	○安全かつ効率的に行う。 (私立学校教育の振興)
運用上の予定 運用利回り	3.37%	2.5%	地方公務員共済組合連合会 3.21%	2.1%
基本的な資産 構成割合	国内債券 67% 国内株式 11 外国債券 8 外国株式 9 短期資産 5	国内債券 78% 国内株式 5 外国債券 0 外国株式 5 貸付金 6 不動産 3 短期資産 3	地方公務員共済組合連合会 国内債券 64% 国内株式 14 外国債券 10 外国株式 11 短期資産 1	国内債券 53% 国内株式 6 外国債券 6 外国株式 6 貸付金 24 短期資産 5

積立金運用に係る資産構成割合

(平成17年度末)単位:%(カッコ内:億円)



(注1)口の中の数値は、基本的な資産構成割合(ポートフォリオ)を記載。(単位:%)

(注2)カッコ内の数値は、時価額を記載。ただし、地共済の国内債券の内訳については簿価額を記載し、時価額と簿価額の差は市場運用部分で調整。

(注3)厚年のH17年度末の資産額には、国年の積立金額及び旧年金福祉事業団からの承継資産額を含む。

(注4)端数処理のため計数が一致しない箇所がある。

共済の独自運用について（平成17年度）

厚生年金	国家公務員共済組合連合会	地方公務員共済組合	私立学校教職員共済																			
<p>○財投改革により預託義務は廃止。</p> <p>○年金積立金による財投債の引受。（平成19年度まで）</p>	<p>○財政融資資金への預託義務（積立金額の34%）</p> <p style="text-align: right;">29,591億円</p> <p>※義務以外も含めた預託金総額</p> <p style="text-align: right;">47,004億円</p>	<p>○財政融資資金への預託義務（警察共済組合の積立金増加見込額のうち、国の職員に係る額の30%）</p> <p style="text-align: right;">4,000億円</p> <p>○地方債・公営企業金融公庫債の購入努力義務（積立金増加額の30%）</p> <p style="text-align: right;">地方債 4,181億円 公庫債 41,154億円</p>	<p>○政府保証債による運用義務（長期勘定の資産増加額の3分の1）</p> <p style="text-align: right;">2,817億円</p>																			
<p>○福祉事業（組合員への貸付、その他福祉事業への貸付）等への貸付金運用 【貸付金額（平成17年度）】 （単位：億円）</p>																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">組合員への貸付</th> <th style="width: 15%;">その他福祉事業への貸付</th> <th style="width: 15%;">助成勘定への貸付</th> <th style="width: 25%;">総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国共済連合会</td> <td style="text-align: center;">7,214</td> <td style="text-align: center;">1,184</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">8,398</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地共済</td> <td style="text-align: center;">35,365</td> <td style="text-align: center;">1,273</td> <td style="text-align: center;">36,638</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私学共済</td> <td style="text-align: center;">1,136</td> <td style="text-align: center;">658</td> <td style="text-align: center;">(私学助成) 3,537</td> <td style="text-align: center;">5,331</td> </tr> </tbody> </table>					組合員への貸付	その他福祉事業への貸付	助成勘定への貸付	総額	国共済連合会	7,214	1,184	/	8,398	地共済	35,365	1,273	36,638	私学共済	1,136	658	(私学助成) 3,537	5,331
	組合員への貸付	その他福祉事業への貸付	助成勘定への貸付	総額																		
国共済連合会	7,214	1,184	/	8,398																		
地共済	35,365	1,273		36,638																		
私学共済	1,136	658	(私学助成) 3,537	5,331																		
<p>注1) 時価額を記載。ただし、地共済については簿価額。 注2) 端数処理のため計数が一致しない箇所がある。</p> <p>出典：平成17年度事業年報、平成17年度財務諸表</p>																						